

(参考資料)

台風や大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨
(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、
台風第19号等による農林水産関係被害への支援対策

令和元年11月
農林水産省

目 次 (1/2)

<災害復旧>

農地や水路、林道等を復旧してほしい	1
農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい	2
災害査定の効率化について	3
事前着工による早期営農再開に向けて	4

<人的・技術的支援>

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組	5
---------------------------	---

<稲わら、被災ハウスの処理>

ほ場等に堆積した稲わら等の処理について	7
被災した農業用ハウス等の処理について	8
被災した農業用ハウス等を処分したい	9

<ハウス再建・農業用機械の取得>

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい	10
パイプハウスを再建したい	11
農業用ハウスを補強したい	12
農業用ハウスのリース方式による導入	13
農業用ハウスの施工業者が確保できない	14
農業用機械の取得に際し費用を低減したい	15

<資金調達>

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい	16
-----------------------	----

<共済金>

被災した農作物や園芸施設の農業共済等について	17
園芸施設共済の加入促進イメージ	18
園芸施設共済における掛金の割引について	19

目 次 (2/2)

<その他農業>

被災した稻作農家への特別対策	20
本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について	21
果樹を植え替えたい・被害果実を利用したい	22
浸水等の被害を受けた果樹の大規模な植え替えや、樹体保護・樹勢回復 に取り組みたい	23
生産資材を購入したい	24
酪農・畜産関係の支援を受けたい	25
復旧までの間の働く場がほしい、従業員の雇用を維持したい	26
被災農業法人等の雇用の維持、農業次世代人材投資事業の取扱い	27
農地や農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい	28

<林業>

被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採・搬出をしてほしい	29
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の 撤去・復旧・整備をしてほしい	30

<水産業>

漁港施設等の復旧、防潮堤等の高潮・高波対策をしてほしい	31
流木等による水産業への影響を食い止めたい	32
漁船、漁具等が被災してしまった	33
水産経営を再開したい	34

<停電による被害>

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（農作物）	35
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（畜産）	36
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（林野）	37
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（水産）	38

※ 本支援対策は、予算の範囲内で実施。

農地や水路、林道等を復旧してほしい

被災した農地や水路、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等、林道を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農地や水路	工事費40万円/箇所以上であれば、 災害復旧事業（農地・農業用用排水路等） による支援 (事業実施主体：地方公共団体、JA、土地改良区等)	国：激甚災害指定の場合、96%～98%（過去5箇年の実績） 県等：県と市町村による負担 農家：100%-（国の負担+県等の負担）	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
農林水産物倉庫等	工事費40万円/箇所以上であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援	国：激甚災害指定の場合、最大で90%等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-（国の負担+県等の負担）	大臣官房文書課 災害総合対策室 TEL:03-6744-2142
林道	工事費40万円/箇所以上であれば、 林道施設災害復旧事業 による支援	国：激甚災害指定の場合、概ね90% 施設管理者（県、市町村、森林組合等）：100%-国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが小規模な水路等の復旧活動を行う場合は、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。(多面的機能支払交付金)
- (2) 農業者の自力施工による区画拡大や水路整備などの耕作条件の改善を支援。(農地耕作条件改善事業)
- (3) 被災した鳥獣被害防止施設の自力施工による再整備を支援。(鳥獣被害防止総合対策交付金)

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	農家等の負担	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の多面的機能支払交付金を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	農村振興局 整備部農地資源課 TEL : 03-6744-2447
(2) 耕作条件の改善等	被災を契機に行う水路の更新整備などを農地耕作条件改善事業により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額	農村振興局 整備部農地資源課 TEL : 03-6744-2208
(3) 鳥獣被害防止施設の再整備	被災した鳥獣被害防止施設の再整備を行う場合、必要な資材費を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援	国：定額	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL : 03-3591-4958

災害査定の効率化について

- 平成29年1月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

1 対象となる災害及び都道府県

(1) 対象となる災害

- ・区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

(2) 対象となる都道府県

- ・農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

2 効率化の内容

- ・机上査定上限額の引上げ：200万円（林道は300万円）未満 → 査定見込み件数の概ね7割※（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・採択保留額の引上げ：2億円以上 → 2億円を超え採択保留された件数の概ね6割※までの額
- ・査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分Sにあっては、概ね9割までの額

3 効率化により期待される効果

- ・机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

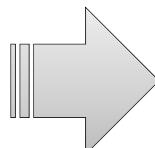
以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援

今までに、

- ・平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号
- ・平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号の6つの災害で適用。

効率化による効果の一例

- （平成29年農地・農業用施設）
机上査定上限額の引上げにより、机上査定可能件数が56%→89%へ増加



公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

ハウス・機械等

農業用ハウス・農業機械(中古を含む)の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

- ① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- ② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

自力施工

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組

- 近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
- このため、①国の職員派遣、②地方公共団体間の職員派遣促進、③民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

① 農林水産省の職員派遣

災害発生時に、農林水産省から職員 (MAFF-SAT) を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

MAFF-SAT

(農林水産省・サポート・アドバイスチーム)

派遣

被災地方公共団体等

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

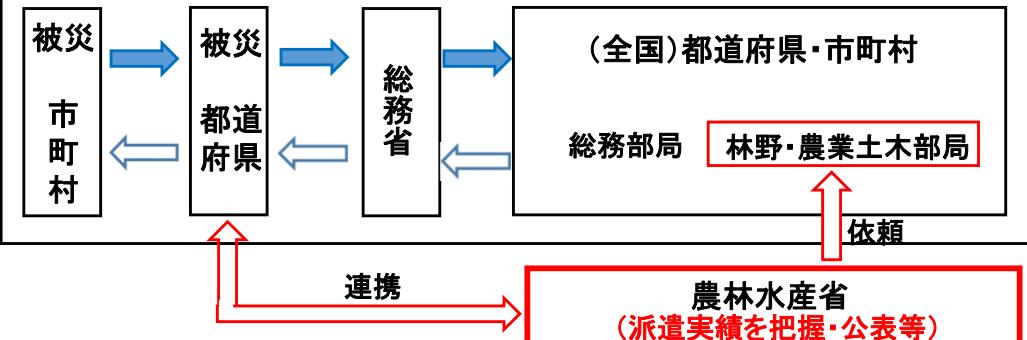
② 地方公共団体間の職員派遣の促進

- 通常行う総務省による職員派遣調整に加え、農林水産省が地方公共団体と直接調整。
- 地方公共団体職員研修の実施、充実。

【地方公共団体のメリット】

- ・職員派遣により、自らの災害対応力がレベルアップ。
- ・被災時に、協力が得られやすい。

〔総務省による派遣スキーム(災害時)〕

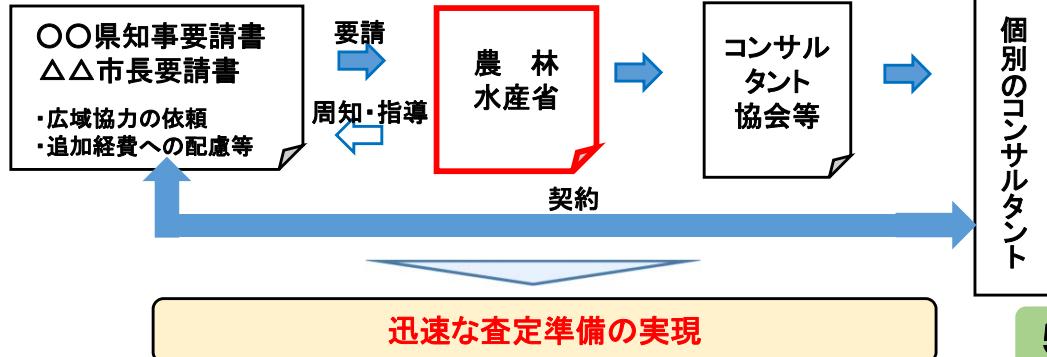


財政措置: 派遣先地方公共団体が負担(地方自治法)
⇒ 実績額(給料、手当、旅費等)の8割を特別交付税で措置

③ 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請をうけ、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。

- 激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。



災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組（参考）

- 台風第19号による被害発生後、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を人的・技術的な面から支援しています。

人的支援

被災地方公共団体に対し、迅速な被害の把握のため、リエゾン派遣を実施しています。

- 都道府県に35名のリエゾン派遣（ピーク時10月14日）
(11月6日時点、5名派遣中)
- 市町村に45名のリエゾン派遣（ピーク時10月14日）
(11月6日時点、2名派遣中)

技術的支援

被害を受けた農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の早期復旧のため、国の職員を派遣し、技術的助言や指導等を実施しています。

- 発災後から11月6日まで、延べ419名の職員を派遣

- 担当及び問い合わせ先（人的・技術的支援）

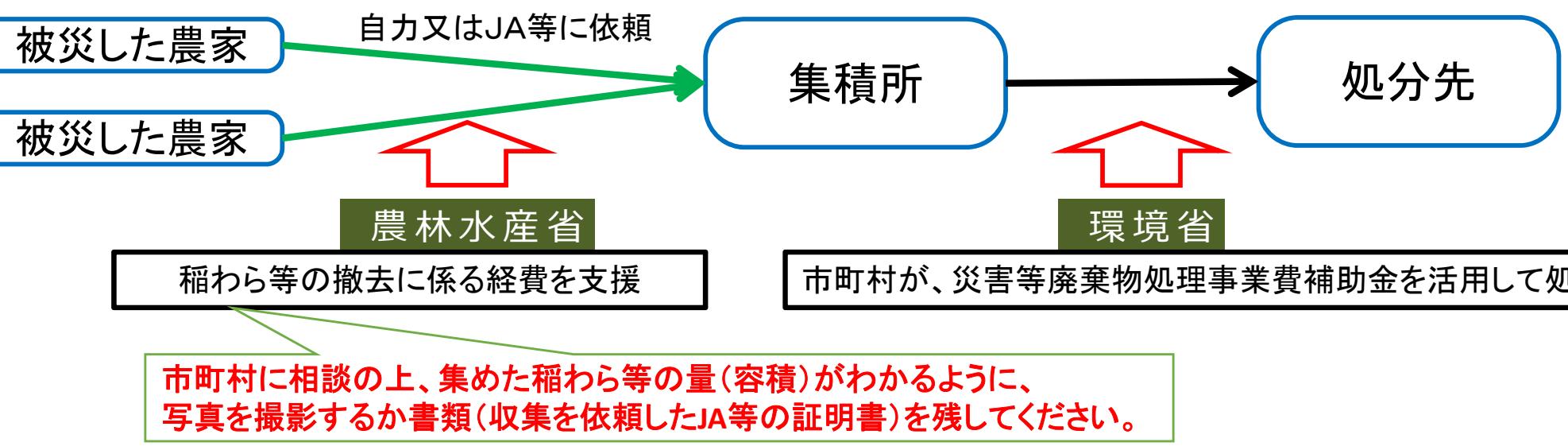
支援分野	担当及び問合せ先	
農業土木関係	農振興局整備部防災課	TEL:03-6744-2211
林野関係	林野庁森林整備部治山課	TEL:03-3501-4756
水産関係	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	TEL:03-3502-5638

ほ場等に堆積した稻わら等の処理について

被災された方が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、稻わら等の堆積への対応として以下の対策を講じます。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
堆積した稻わら等の撤去	農水省、環境省で連携し、ほ場から廃棄物処理まで切れ目のない支援スキームを構築。ほ場からの稻わら等の撤去に係る経費について、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により支援	定額（5,000円/m ³ ） ※ 市町村に相談の上、集めた稻わら等の量（容積）がわかるように、写真を撮影するか書類（収集を依頼したJA等の領収書）を残してください。	政策統括官付 穀物課 (03-6744-2108)

農林水産省、環境省との連携スキーム



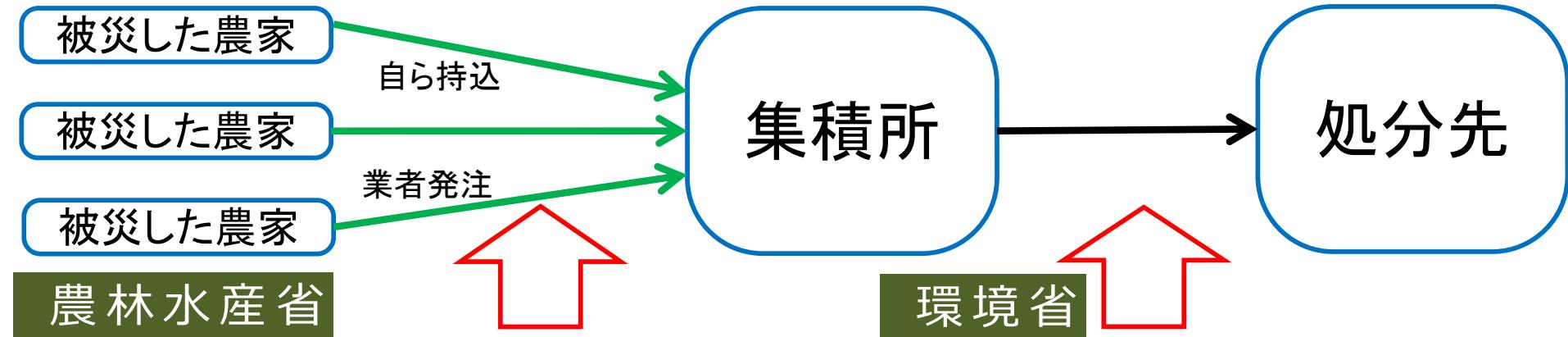
被災した農業用ハウス等の処理について

1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合（農家が集積所まで持込（自力又は業者発注））



【解体から運搬まで業者発注】

強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(被災農業者支援型、被災産地施設支援対策)

【収集から運搬まで業者発注】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

(2) 集積所を経由しない場合(農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



【解体から処分まで業者発注】

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型、被災産地施設支援対策)

【収集から処分まで業者発注】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

被災した農業用ハウス等を処分したい

被災した農業用ハウス等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

被災した農業用ハウス等の処理（災害廃棄物処理事業）

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用ハウス等の処理	被災した農業用ハウス等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業により市町村の処理費用を支援	国 : 50% 特別交付税: 40%～45.7% 市町村 : 4.3%～10% 農家 : 0	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL: 03-5521-8337

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい

被災した耐候性ハウスやガラスハウスの再建は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの部材の撤去	<p>農業者等が部材やガラス片の撤去を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)により支援 ※ 今後も営農を継続する見込みがあること</p>	国 : 園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担+県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援</p>	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担+県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
飛散したガラス等の撤去	<p>工事費40万円/箇所以上で、農地に混入したガラス片を市町村等が撤去を行う場合、災害復旧事業により支援 (事業実施主体 : 地方公共団体, JA, 土地改良区等)</p>	国 : 激甚災害指定の場合、96%～98% (過去5箇年の実績) 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担+県等の負担)	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
	<p>上記の災害復旧事業の対象とならない土砂の撤去(ガラス等混入も可)を行う場合、強い農業・担い手づくり交付金(被災農業者支援型)により支援 (助成対象者 : 農業者等) ※ 今後も営農を継続する見込みがあること</p>	国 : 園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担+県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
耐候性・ガラスハウスの再建	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援</p>	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担+県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

パイプハウスを再建したい

被災したパイプハウスの再建については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスや土砂混じりがれきの撤去	<p>農業用ハウスの再建等に伴う撤去や油などが混入した土砂の撤去を業者に発注する場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）により支援</p> <p>※ 今後も営農を継続する見込みがあること</p>	<p>国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担）</p>	<p>経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148</p>
	<p>被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材購入（自力施工）と併せて行う被災ハウス資材を処分する場合、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により実施</p>	<p>国：1/2 農家：1/2</p>	<p>生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945</p>
農業用ハウスの再建・修繕	<p>農業用ハウスの再建・修繕等を業者に発注する場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）により実施</p> <p>※ 今後も営農を継続する見込みがあること</p>	<p>国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担）</p>	<p>経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148</p>
	<p>被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材費等（自力施工）の購入等を行う場合、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により実施</p>	<p>国：1/2 農家：1/2</p>	<p>生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945</p>

農業用ハウスを補強したい

被災した農業用ハウスや被災を免れた農業用ハウスの補強は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災を機とした農業用ハウスの補強	再建・修繕等と併せて業者に発注して補強を行う場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） により実施	国：3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担）	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	自力施工により、補強を行う場合、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により、必要な生産資材費等の購入費用を支援	国：1/2 農家：1/2	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
	農業用ハウスの緊急点検の結果を踏まえ、都道府県が定めた「農業用ハウス災害防止計画」に基づく場合のみ支援 被災した農業用ハウスのほか、被災を免れた農業用ハウスを補強する場合、 農業用ハウス強靱化緊急対策事業 により、必要なパイプや防風ネット等の資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援	国：1/2 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担）	生産局 園芸作物課 TEL:03-3593-6496

被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい

台風での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となって耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資を軽減することが可能です。

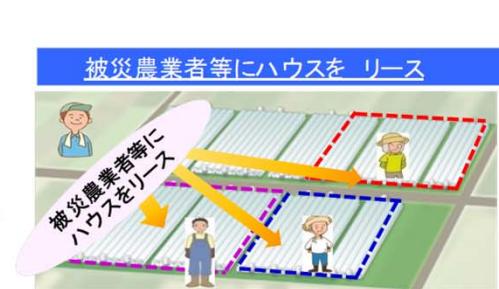
支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
耐候性ハウス・平張施設への転換	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型) により支援	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)
パイプハウスの再建	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材費等(自力施工)の購入等を行う場合、 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業) により実施	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)



【低コスト耐候性ハウス・平張施設の場合】
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)※により、ハウスの撤去・整備を支援(補助率1/2以内)

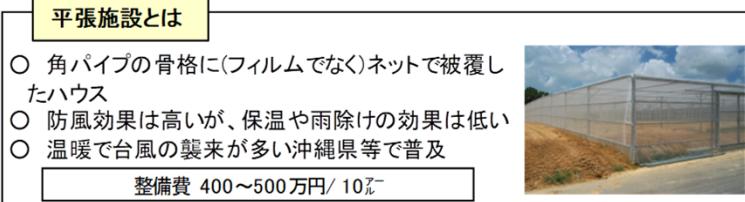
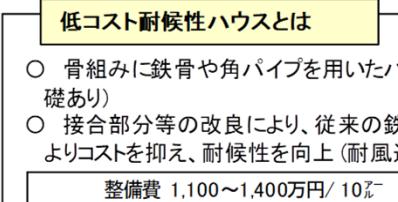
【パイプハウスの場合】
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業)により、ハウスの撤去と、パイプハウスの資材購入を支援(自力施工)(補助率1/2以内)

※ 旧強い農業づくり交付金



リース方式により、再建に当たっての初期投資を軽減

- ① 農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2
- ② JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度の負担は大幅に軽減



農業用ハウスの施工業者が確保できない

資材メーカー、ハウスメーカーへの協力要請及び各都道府県のハウス施工業者の営業所等を紹介しています。また、農業者自らが施工を行えるよう、自力施工の手順や留意点を記載したマニュアルを紹介しています。

○資材メーカー等への協力要請、施工業者等の紹介

農林水産省は、農業用ハウスの早期復旧に向けて、9月17日に資材メーカー、ハウスメーカー等関係者に対し、資材の円滑な供給等の協力依頼をしています。

- ① 資材メーカーに対し迅速な資材供給への協力を依頼。
- ② ハウスマーカー（(一社)日本施設園芸協会等）に対し資材及び施工業者の円滑な確保への協力を依頼。
- ③ 各県及び生産者団体に対しハウスメーカーの営業所等のリスト及び早期復旧に向けての留意点を周知。

○ 自力施工

注文から施工まで期間を要する場合は、生産者自らが施工を行うこと（自力施工）も有効です。

自力施工にあたっては、全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

URL:http://www.agri.zennoh.or.jp/N_index.aspx



また、生産者部会等で被災農業者による共同施工の体制を整備し、他の被災農業者のハウスの施工を請け負う等の取組も有効です。

The graphic is titled "パイプハウスの自力施工!" (Self-construction of pipe houses!). It features three main points: 1. Construction costs are high... (with a pie chart showing 20% labor cost), 2. From ordering to construction, time is required... (with a note about responding quickly after ordering materials), and 3. Building methods are unclear... (with a note about the manual and video explanations). It also includes a QR code.

農業用機械の取得に際し費用を低減したい

被災した農業用機械の取得、修理等については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 農業用機械の再取得・修繕

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械の再取得(中古農機を含む。)、修繕	トラクターなどの農業用機械の再取得や修繕費用について、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型) により支援 ※ 今後も営農を継続する見込みがあること	国 : 3/10以内 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100% - (国の負担 + 県等の負担) ※台風第19号については、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者(中心経営体など農地の永続的な利用を担う者)として市町村が認める者を対象に、補助率を1/2以内に引上げ	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148

2. 農業用機械のリース

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械に代えたリース方式による導入	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む場合に、農業用機械のリース導入費用について、 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策) により支援	国 : 1/2 農家 : 1/2	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい

施設復旧のための資金融資等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- (2) 農業近代化資金等の借入れについて、債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (3) 新規・既往融資について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請
- (4) 農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金の貸付限度額を引上げ
- (5) 災害関連資金について、実質無担保・無保証人化

2. 対策事業と農林漁業者の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
貸付利子の5年間実質無利子化	経営再建のための農林漁業セーフティネット資金や施設の復旧のための農林漁業施設資金等の災害関連資金	貸付当初5年間実質無利子化※ ¹ (台風第19号については、間接的に被害を受けた農林漁業者も対象)	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL : 03-3501-3726
保証料の5年間免除	農業近代化資金等や災害復旧に係る林業者等の借入れに対する(独)農林漁業信用基金及び農業信用基金協会等の債務保証	保証当初5年間の保証料免除	(林業関係) 林野庁企画課 TEL : 03-3502-8037
関係金融機関への要請	新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予 通帳・印鑑等を紛失した場合でも払い戻し可能		(水産関係) 水産庁水産経営課 TEL : 03-6744-2347
貸付限度額の引上げ	農林漁業セーフティネット資金は「1,200万円又は年間経営費の12分の12」、農林漁業施設資金は「負担額の100%又は1施設1,200万円」に貸付限度額を引上げ	※ ²	
実質無担保・無保証人化	災害関連資金について、実質無担保・無保証人での貸付け	※ ²	

※1 林業者においては、貸付当初10年間、※2 台風第19号が対象

被災した農作物や園芸施設の農業共済等について

農業共済における共済金の早期支払等を実施。また、野菜等の営農再開に向けては、以下の事業による支援を受けることが可能です。

対策事業と農業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う。		
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じて共済金を支払う。 撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用の共済金を支払う。	加入時に 国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL：03-3502-7380
共済掛金の払込期限の延長	台風第15号の被害により災害救助法が適用された千葉県において、園芸施設共済及び家畜共済の共済掛金の支払を12月末まで猶予する。 台風第19号の被害により災害救助法が適用された岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県において、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、園芸施設共済及び家畜共済の共済掛金の支払を令和2年1月末まで猶予する。	国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	
収入保険の加入者に対するつなぎ融資	収入保険の補てん金の支払は保険期間終了後になるが、自然災害により補てん金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に全国農業共済組合連合会が無利子のつなぎ融資を実施。 これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。	加入時に 国：保険料の50% 農業者：保険料の50% 国：積立金の75% 農業者：積立金の25%	経営局 保険課 TEL：03-6744-2174
被災した農作物の残さの撤去	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）	国：1,500円／10a（定額） 農家：事業費と補助額の差額	生産局 園芸作物課 TEL：03-6738-7423
野菜等の植え直しに必要な種子・種苗の購入		国：1／2 農家：1／2	
生育回復に向けて追加的に必要となる農薬・肥料の購入			

園芸施設共済の加入促進イメージ

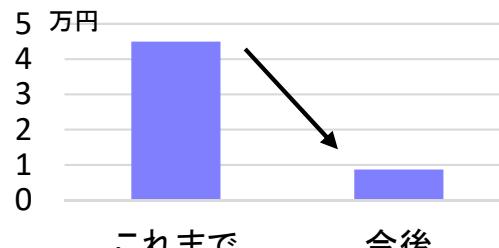
集団加入メリット措置の導入

集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に

農業者の掛金
4.5万円 → 0.9 ~ 1.3万円



※経営規模:パイプハウス15a(全国平均)

生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結

集団加入パッケージを強力に推進

集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加点
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費だけの農家を除き
対象農家の大宗を
共済加入に導く

園芸施設共済における掛金の割引について（経営規模：パイプハウス15a（全国平均））

掛金の割引措置	割引前 約4.5万円	
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲70%	▲3.2万円
耐用年数(パイプハウスで10年)を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強)	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均)	割引後 0.9~1.3万円	

被災した稲作農家への特別対策

河川堤防の決壊等により、これまでにない大規模な水害が発生。保管していた米の被災など、特に稲作農家への被害が大きいことから、稲作農家の営農再開を緊急的に支援。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
保管中の米が水没した農家の営農再開	保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった農家が営農を再開するために必要な土づくりや土壤診断などの取組に要する経費を被災農家営農再開緊急対策事業により支援。	単価：70,000円/10a 国 : 1/2 県、市町村 : 1/2 要件：今後、収入保険や任意共済特約等に加入すること	政策統括官付 穀物課 (03-6744-2108)
大規模な浸水被害を受けた農家の営農再開	浸水被害により営農再開が困難な稲作農家が営農を再開するために必要な土づくりや作業委託及び機械レンタルなどの取組に要する経費を持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）で支援。	国： ①土づくり : 10,000円/10a（定額） ②作業委託、機械レンタル等 : 補助率1/2 農家：事業費と補助額の差額 要件：今後、収入保険や農作物共済に加入すること	政策統括官付 穀物課 (03-6744-2108)

本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策の面積払）の対象作物について本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合であっても、以下の支援の対象となります。

品目 (例)	農業共済 (注1)	水田活用の直接支払交付金 (水田のみ) (注2)	畑作物の直接支払交付金 (注3)
米 (主食用米)	○		
米 (非主食用米)	○	+	○ (注4)
大豆	○	+	○ (面積払のみ)
そば	○	+	○ (面積払のみ) (注5)
飼料作物		○	

- (注) 1 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間（移植期又は発芽期から収穫まで）にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。
※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。
- 2 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。
※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。
- 3 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです。
- 4 飼料用米等の数量払いの標準単収値については、当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。また、収穫、出荷・販売を行うことができない場合は、5.5万円/10aが交付されます（多収品種に取り組んでいる場合は産地交付金（注5）により1.2万円/10aが交付されます。）。
- 5 都道府県に産地交付金として追加配分されるものであり、県・地域の設定によっては、異なる単価が設定されている場合があります。

果樹を植え替えたい・被害果実を利用したい・果樹棚を再建したい

被害果樹・茶の植え替えや落果果実の利用促進については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被害を受けた果樹・茶の植え替えや、これにより生じる未収益期間に必要となる経費を助成
- (2) 被害果樹の利用促進に必要な経費を助成
- (3) 収穫物運搬等に必要な経費を助成
- (4) 果樹棚の再建に必要な経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・植え替えや未収益期間に係る経費助成・被害果樹の利用促進に係る経費助成・収穫物運搬等に係る経費助成・果樹棚の再建に係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (果樹・茶産地再生支援対策、産地緊急支援対策)	<p>国：定額※、1/2 農家：事業費と補助額の差額、100%－（国の負担+県等の負担）</p> <p>※果樹への支援 <①改植に必要な苗木代・樹体の撤去費用等> ・みかん等のかんきつ：23万円/10a ・かき、なし、ぶどう、りんご等：17万円/10a 等 注：省力樹形で植え替えを行う場合は次ページを参照。</p> <p><②未収益期間に必要な肥料代や農薬代等> 5.5万円/10a×4年分=22万円/10aを一括交付</p> <p><③被害果実の利用促進に必要な経費> 被害果実の一時貯蔵等に要する経費：1/2 被害果実等の消費拡大PRに要する経費：1/2</p> <p><④収穫物の運搬等に必要な経費> 作業を行うための雇用に係る経費：上限5,600円/人・日 運搬車・アシストスーツ等のレンタル費用：1/2</p> <p><⑤果樹棚の再建に係る経費> 果樹棚の撤去費用及び再建に必要な資材の購入費：1/2</p> <p>※茶への支援 <①改植等に必要な費用> ・改植・移動改植等：29.3万円/10a 等</p>	(果樹関係) 生産局 園芸作物課 TEL:03-3502-5957 (茶関係) 生産局 地域対策官 TEL:03-6744-2117

浸水等の被害を受けた果樹の大規模な植え替えや、樹体の洗浄・樹勢回復に取り組みたい

浸水等の被害を受けた果樹生産者の方々の早期復旧に向けて、以下の支援を新たに措置しました。

1. 支援の内容

(1) 浸水被害を受けた園地の早期復旧のための取組への支援

①樹体保護・樹勢回復に向けた取組

- ・泥が付着した樹体の洗浄、樹体に絡まったゴミの除去
- ・樹勢回復のために行う摘果、せん定、根切り等

②病害まん延防止の取組

- ・地域ぐるみでの薬剤散布、罹病枝の除去・処分

(2) 大規模な植え替えへの支援 ※経営面積の過半で植え替えを行う場合

早期成園化や営農の継続・発展に向けた以下の取組を支援。

- ①早期成園化のための大苗育成
- ②代替園地での営農
- ③省力栽培技術の習得のための研修

省力樹形で植え替えを行う際の
支援単価の新設

- ・りんごの新わい化栽培
53万円/10a



2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	負担割合	担当及び問合せ先
浸水被害を受けた樹体の保護・樹勢回復に向けた取組		国： [作業労賃] 7.4万円／10a (定額) [資材・機械レンタル費用] 1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2	
浸水被害を受けた地域の病害まん延防止の取組	持続的生産強化 対策事業 (果樹産地再生 支援対策、産地 緊急支援対策)	国： [作業労賃] 2万円／10a (定額) [資材・機械レンタル費用] 1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2	生産局 園芸作物課 TEL:03-3502-5957
大規模な植え替えを行う場合の早期成園化、営農継続・発展の取組 ①早期成園化のための大苗育成 ②代替園地での営農 ③省力栽培技術の習得のための研修		国：①20万円/10a (定額) ②52万円/10a (定額) ③3万円/10a (定額) 農家：事業費と補助額の差額	

生産資材を購入したい

被災に伴う追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等の確保、飛散したガラス等の撤去については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災に伴う追加防除・施肥、次期作に必要な種子・種苗の確保に係る経費を助成
- (2) 飛散したガラス等の撤去に係る経費を助成
- (3) 被災した集出荷施設等における簡易な補修に係る経費を助成
- (4) 他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等確保に係る経費助成			
(2)ガラス等の撤去係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援事業)	国※：定額、1／2 農家：事業費と補助額の差額、1／2 ※ (1) 1／2 (2) 定額 (14,000円/10a以内) (3) 1／2 (4) 定額 (7,000円／t)	生産局 総務課生産推進室 TEL : 03-3502-5945
(3)集出荷施設等の補修係る経費助成			
(4)農作物の輸送等に係る経費助成			

酪農・畜産関係の支援を受けたい

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
畜舎・機械の再建・修繕等	①畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理、簡易畜舎の整備、土砂・がれき等の撤去等の支援※3が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2 農家：1/2	①、③、⑤、⑥、⑧について (酪農関係) 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 (肉用牛関係) 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 (養豚関係)
	②被災した畜舎・農業用機械等の再建・修繕に対する支援が可能 【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（ア：被災農業者支援型、イ：被災産地施設支援対策）】	乳・肉 豚・鶏	ア 国：3/10※4 県等：県と市 町村による負 担農家：100%－ (国+県等の負 担) イ 国：1/2 県等：県と市町村による負担 農家等：100%－ (国の負担+県等の負担)	生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 (養鶏関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
乳房炎の治療・予防管理等	③乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳	国：1/2等 農家：1/2等	②について ア：経営局経営政策課 TEL：03-6744-2148 イ：生産局総務課 TEL：03-3502-5945
酪農ヘルパー利用	④被災農家における応急的な搾乳作業等のための酪農ヘルパーの出役の支援が可能（「疾病時の利用」として対応） 【酪農経営支援総合対策事業】		国：実質1/3 農家：実質2/3以内	④について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑦について 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
家畜の避難・預託	⑤被災家畜の避難・預託の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2、農家：1/2	⑨について 生産局飼料課 TEL：03-3502-5993 ⑩、⑪について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑫について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5991
家畜導入	⑥被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用雌豚の導入の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2 上限：妊娠牛275千円/頭 繁殖雌牛175千円/頭 繁殖用雌豚40千円/頭 農家：1/2（上限まで）	⑬について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-6744-2130 ⑭について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083
	⑦牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等の活用が可能	乳・肉 豚・鶏	貸付当初5年間実質無利子化等	⑧について 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ⑨について 生産局飼料課 TEL：03-3502-5993 ⑩、⑪について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑫について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5991 ⑬について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-6744-2130 ⑭について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	⑧停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備に対する支援が可能。また、貯乳施設（クーラーステーション）への非常用電源の整備に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】 【酪農経営支援総合対策事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2 農家：1/2	⑮について 生産局飼料課 TEL：03-3502-5993 ⑯について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑰について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-6744-2130 ⑱について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083
自給飼料品質低下抑制、不足分の購入等	⑨自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料の購入の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	自給飼料を生産する酪農・畜産農家	国：定額、1/2 [粗飼料購入5千円/トス以内] 農家：1/2（定額を除く）	⑲について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑳について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-6744-2130 ㉑について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083
経営安定対策の特例措置	⑩肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、⑪肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付みなし等を実施 ⑫肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長を実施 ⑬鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施	肉・豚・鶏	—	㉒について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ㉓について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-6744-2130 ㉔について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083
負債整理資金の緊急融通	⑭負債の償還に支障が生じた場合、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通することが可能 【畜産特別支援資金融通事業】	乳・肉・豚	—	㉕について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。 乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等

※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。 ※3：土砂・がれき等の撤去については家きん農家等も対象

※4：台風第19号については、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者（中心経営体など農地の永続的な利用を担う者）として市町村が認める者を対象に、補助率を1/2に引上げ。

復旧までの間の働く場がほしい、従業員の雇用を維持したい

被災農業者就労や他の農業法人等に研修目的で派遣する場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。(災害復旧事業等)
- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、必要な経費を助成。
(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ))
- (3) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方もしくはこれから受けようとする方への支援。
(農業次世代人材投資事業)

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)被災農業者の就労促進	災害復旧事業(県・市町村が実施主体)等において、被災農林漁業者の就労希望者を優先的に雇用するよう関係地方公共団体に通知	国 :一 県等 :一 農家 :一	農村振興局 整備部設計課 TEL : 03-3502-6094
(2)被災農業法人等の従業員の派遣			
(3)農業次世代人材投資事業における特例		次ページを御参照ください。	

被災農業法人等の雇用の維持、農業次世代人材投資事業の取扱い

- ・被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、1（1）のとおり「農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）」により必要な経費を助成します。
- ・被災により農作業を行えない場合等における、農業次世代人材投資事業の取扱いは1（2）のとおり（これから支援を受ける方も同様の取扱いになります）です。

1. 対策内容の概要

（1）農の雇用事業

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
従業員の雇用維持	農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ） ・従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援	・従業員の転居費、住居費、交通費のほか受入法人に対して支払う研修負担金（謝金）を助成。 (月額最大10万円、最長24ヶ月) ・月額10万円を超える部分は自己負担。	経営局 就農・女性課 TEL：03-6744-2162

（2）農業次世代人材投資事業

事項	取扱いの内容	担当及び問合せ先
研修実施日数又は農業生産等への従事日数の考え方	交付要件の研修実施日数（概ね年間1200時間以上）又は農業生産等の従事日数（年間150日かつ年間1200時間以上）に復旧作業日数※の計上が可能。 ※被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備に係る工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉等	経営局 就農・女性課 TEL：03-3502-6469
研修又は就農状況報告の提出	被災により研修状況報告又は就農状況報告に添付する書類を紛失した場合、提出可能な添付書類のみでの報告や都道府県等による聞き取り等による研修又は就農の状況の確認で可とする。	経営局 就農・女性課 TEL：03-3502-6469
研修又は農業経営を休止する場合	被災により研修又は農業経営を休止する場合、休止届の提出により、当該休止期間に相当する期間（最長1年間）、交付期間の延長が可能。	経営局 就農・女性課 TEL：03-3502-6469

農地や農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい

小規模な水路等の復旧活動、長寿命化対策や農地の大区画化や鳥獣被害防止施設の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。(多面的機能支払交付金)
- (2) 農業水利施設の長寿命化対策、防災減災対策等を支援。(農業水路等長寿命化・防災減災事業)
- (3) 大区画化、汎用化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を支援。
(農地耕作条件改善事業)
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の再整備を支援。(鳥獣被害防止総合対策交付金)

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の多面的機能支払交付金を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447
(2) 農業水利施設の長寿命化、防災減災対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）により、農業水利施設の長寿命化対策や防災減災対策等を支援（総事業費200万円以上、受益者数2者以上等）	国：1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-（国の負担+県等の負担）	農村振興局 整備部水資源課 TEL：03-3502-6246 農村振興局 整備部防災課 TEL：03-6744-2210
(3) 耕作条件の改善等	大区画化、汎用化などを農地耕作条件改善事業により支援（総事業費200万円以上、受益者2者以上等）	国：定額、1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-（国の負担+県等の負担）	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208
(4) 鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、鳥獣被害防止総合対策交付金により支援	国：定額※、1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-（国の負担+県等の負担） ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい

風倒木被害に係る調査結果も踏まえ、被災した山林の早期復旧や、治山施設の設置等の実施を支援します。

1. 支援の内容

- (1) 被災した荒廃山地等の復旧・整備（治山事業）
- (2) 被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧（森林整備事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した荒廃山地等の復旧・整備	治山事業により、豪雨等により生じた荒廃山地等の復旧・整備を実施。 (事業実施主体：国、都道府県)	国 : 10/10、2/3 県 : 1/2等 〔※災害復旧等事業の場合 国 : 2/3等 県 : 1/3等〕	林野庁 治山課 TEL : 03-6744-2308
被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧	森林整備事業により、被害森林における被害木等の伐採・搬出、伐採跡地での造林、これらの施業と一体的に行う森林作業道の開設及び改良・復旧等を支援。 (事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等)	国 : 1/2 県 等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL : 03-3502-8065

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

木材加工流通施設、特用林産振興施設等が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援。また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備（林業・木材産業成長産業化促進対策）
- (2) 上記に付随する被災施設の撤去（林業・木材産業成長産業化促進対策）

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備	林業・木材産業成長産業化促進対策により、被災した木材加工流通施設や林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備及びきのこ生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担) ・木材加工流通施設等は、1事業費、おおむね500万円以上であれば支援が可能。 ・特用林産振興施設は、1事業費、おおむね100万円以上であれば支援が可能。 (生産資材の導入は事業費の下限なし)	(木材加工流通施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8055 (特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059
被災施設の撤去			

漁港施設等の復旧、防潮堤等の高潮・高波対策をしてほしい

漁港施設等が被災した場合の復旧。また、防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁港施設等の災害復旧（漁港施設等災害復旧事業）
- (2) 漁港漁場整備（水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、漁港機能増進事業）
- (3) 海岸保全施設整備（農山漁村地域整備交付金）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁港施設等の災害復旧	災害復旧事業により漁港施設等の復旧を支援。	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港漁場整備	水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金及び漁港機能増進事業により防波堤等の耐浪化対策を支援。	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 計画課 TEL : 03-3502-8491
海岸保全施設整備	農山漁村地域整備交付金により防潮堤等の海岸保全施設の高潮・高波対策を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5304

流木等による水産業への影響を食い止めたい

流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁場等に堆積・漂流する流木等の処理（水産多面的機能発揮対策事業）
- (2) 海岸への漂着流木等の処理（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁場等に堆積・漂流する流木等の監視、処理	水産多面的機能発揮対策事業 により漁場等に堆積・漂流する流木等の処理に要する経費を支援。	定額（1/2相当） ※激甚指定された場合、地方負担額の軽減措置があります。	水産庁 計画課 TEL：03-3501-3082
海岸への漂着流木等の処理	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により海岸に漂着した流木等の処理を支援。	国：1/2 県等：県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638

漁船、漁具等が被災してしまった

必要な漁船、漁具等についてリース方式による導入に必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

(1) 必要な漁船、漁具等についてリースの導入（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）

2. 対策事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁船、漁具等のリース	被災を機に、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船・漁具等の導入（リース方式）について 水産業成長産業化沿岸地域創出事業により支援。	国：リース事業者に対し漁船・漁具等の取得費の1/2以内 漁業者：補助残分のリース料の返還	水産庁 研究指導課 TEL：03-6744-2031

水産経営を再開したい

被災した共同利用施設の再建・修繕、流通に必要な代替機器の整備・リース導入、漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理、内水面水産資源状況の調査等に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等共同利用施設の再建・修繕、被災施設の撤去（浜の活力再生・成長促進交付金）
- (2) 流通に必要な代替機器の整備・リース導入（水産バリューチェーン事業）
- (3) 漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理（水産多面的機能発揮対策事業）
- (4) 内水面水産資源状況の調査等（浜の活力再生・成長促進交付金）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共同利用施設の再建・修繕、撤去	浜の活力再生・成長促進交付金により共同利用施設の再建・修繕等を支援。	国 : 1/2、4/10、1/3等 県等 : 県と市町村による負担 漁協等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-6744-2391
代替機器の整備・リース導入	水産バリューチェーン事業により流通に必要な代替機器の整備・リース導入を支援。	国 : 1/2 加工業者等 : 1/2	水産庁 加工流通課 TEL : 03-6744-2350
漁港等周辺のがれき等の処理	水産多面的機能発揮対策事業により放置されたままだと逸散し環境保全等に影響するおそれがあれば漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理に要する経費を支援。	定額（1/2相当） ※激甚指定された場合、地方負担額の軽減措置があります。	水産庁 計画課 TEL : 03-3501-3082
内水面水産資源状況の調査等	浜の活力再生・成長促進交付金により内水面水産資源状況等の調査及び資源回復のための増殖に要する経費を支援。	国 : 1/2 県等 : 1/2	水産庁 栽培養殖課 TEL : 03-3502-8489

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（農作物）

停電の影響による被害を受けた農作物については、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 停電により出荷できなくなった農作物や使用できなくなった培地等の撤去用
- (2) 撤去後の消毒等に必要な薬剤等の購入費
- (3) 追加的な種子・種苗・培地の購入費
- (4) 停電により他の集出荷施設に農作物を輸送した際の追加的な輸送経費

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農作物や培地等の撤去費	持続的生産強化対策事業	国 : 1,500円／10 a (定額) 農家 : 事業費と補助額の差額	生産局 園芸作物課 TEL:03-6738-7423
撤去後の消毒等に必要な薬剤等の購入費		国 : 1/2 農家 : 1/2	
追加的な種子・種苗・培地の購入費		国 : 1/2 農家 : 1/2	
他の集出荷施設への輸送経費		国 : 7,000円／t (定額) JA等 : 事業費と補助額の差額	

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（畜産）

停電の影響による乳牛の乳房炎の発生、家畜の死亡等については、以下による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 乳房炎の治療・予防管理等
- (2) 家畜導入
- (3) 停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等

} (畜産経営災害総合対策緊急支援事業等の活用)

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容※	担当及び問合せ先
乳房炎の治療・予防管理等	乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2等 農家：1/2等	生産局 牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988
家畜導入	牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等の活用が可能	・貸付当初5年間実質無利子化 ・農業近代化資金の借入について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除	経営局 金融調整課 TEL：03-3501-3726
	被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用雌豚の導入の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2 (上限：妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭、繁殖用雌豚40千円/頭) 農家：1/2（上限まで）	(酪農関係) 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 (肉用牛関係) 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備に対する支援が可能。また、貯乳施設（クーラーステーション）への非常用電源の整備に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】 【酪農経営支援総合対策事業】	国：1/2 農家：1/2	(養豚関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 (養鶏関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656

※：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（林野）

被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を支援します。

1. 支援の内容

- (1) 停電により出荷できなくなったきのこや使用できなくなった菌床等の撤去・処分費用
- (2) 被災した生産資材の再導入費用

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
特用林産物に係る生産資材	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金により、菌床等の撤去・処分やきのこ生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担)	林野庁 経営課 TEL : 03-3502-8059

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（水産）

停電の影響による被害については、以下の制度による支援等を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等を修繕。（浜の活力再生・成長促進交付金）
- (2) 他の産地市場への水産物輸送に要する経費を助成。（水産バリューチェーン事業のうち産地市場統合・機能強化促進事業の活用）
- (3) 蓄養施設のポンプ等が停止し、水産物が死滅した場合、廃棄費用や再導入費用にかかる資金融通を実施。（農林漁業セーフティネット資金の活用）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
荷さばき施設等の修繕	浜の活力再生・成長促進交付金により共同利用施設の再建・修繕等を支援。	国：1/2、4/10、1/3等 県等：県と市町村による負担 漁協等：100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL：03-6744-2391
他の産地市場への水産物輸送に要する経費	産地市場のICT化や集出荷・物流の効率化につながる先進的なシステム整備の実証を行う際の水産物の輸送に要する経費であれば、水産バリューチェーン事業のうち産地市場統合・機能強化促進事業による支援が可能。	国：1/2等 漁協、卸売業者等：1/2等	水産庁 加工流通課 TEL：03-3591-5612
廃棄費用や再導入費用にかかる資金融通	漁業者であれば農林漁業セーフティネット資金による融資が可能。	年利0.02%（令和元年9月19日現在） (一定の要件(※)を満たした場合、貸付当初5年間実質無利子化) ※借入れの申し込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が、直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること 等	水産庁 水産経営課 TEL：03-6744-2347